

「義務教育機会確保法」成立後の 夜間中学をめぐる状況

土屋千尋（神奈川・横浜の夜間中学を考える会）nrr39779@nifty.com

土屋順一（神奈川・横浜の夜間中学を考える会）pxi13713@nifty.ne.jp

【要約】

2016年12月の義務教育機会確保法の成立以後、文部科学省は夜間中学の設置を促進する基本指針をかかげ、様々なとりくみがすすめられている。夜間中学を必要としている人々の背景は時代とともにかわってきた。現在、入学希望既卒者、新渡日の外国人などがふえている。「義務教育機会確保法」成立後、夜間中学をめぐる具体的などのようなごきがあるかを論じ、あたらしい時代がもつめるニーズにこたえていくため、どうしたらよいか、考察した。

1. はじめに

2016年12月7日に成立した「義務教育機会確保法」（正式名称：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）は、2017年2月14日に全面施行された。そして、この法律に基づいて、2017年3月31日、文部科学大臣により「基本指針」が策定された。同日、「学校教育法施行規則」も改正され、夜間中学の生徒に対して指導をおこなう際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度が整備された。この法律は、年齢および国籍にかかわらず義務教育未修了者に学習権が保障されることを法的に明確にしたもので、これにより夜間中学が法律の中に明確に位置づけられた。第14条において、すべての都道府県および市町村に対して、夜間中学等の設置をふくむ就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられた。第15条では、都道府県および市町村は、就学の機会の提供その他の必要な措置にかかわる事務についての都道府県および市町村の役割分担に関する事項の協議ならびに当該事務の実施にかかわる連絡調整をおこなうための協議会を組織することができるとなっている。これまで、夜間中学は法にない学校とされ、1961年文部省は「夜間中学は学校教育法、労働基準法に違反している」という見解をだし、1965年には、荒木文部大臣が「夜間中学をなくす努力を」とのべている。1966年には、行政管理庁（現総務省）は文部省に対して「夜間中学校早期廃止」を勧告した。「義務教育機会確保法」により、国は、夜間中学に対する方針を180度転換したのである。夜間中学はあたらしい時代をむかえた。「夜間中学と義務教育機会確保法」（土屋 2018）では、これからの夜間中学の教育充実のために、①市民の理解の増進、②国勢調査項目改善・識字調査実施、③普通教育としての日本語教育の拡充の3点をあげた。本稿では、この3点を視野にいれ、「義務教育機会確保法」成立後具体的などのようなごきがあるかを論じ、あたらしい時代がもつめるニーズにこたえていくため、どうしたらよいか、考察する。

2. 国のとりくみ

「基本指針」には、「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう」とのべられている。また、このことは、2018年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画の中でも明

記された。全国に公立の夜間中学を増設することは、全国夜間中学研究会（公立夜間中学の教職員で組織された研究団体、以下全夜中研）が 1954 年に設立された時から目標にかかげられていたが、60 年以上運動をつづけてきて、ようやく公的にすすめられることになったのである。

現在、公立の夜間中学は 8 都府県の 25 市区に 31 校設置されているが、北海道、東北、中部、四国、九州、沖縄には 1 校もない。この法律の制定に寄与した夜間中学等義務教育拡充議員連盟（以下、議連）の会長である馳浩元文科相ものべているように、法律ができて、全国各地に夜間中学ができなければ意味がない。

法律成立後、文部科学省は、夜間中学の設置の促進、多様な生徒の受け入れ拡大のために、以下のようなとりくみを推進してきている。

まず、都道府県が設置する夜間中学の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加した。これは、それまでの国庫負担制度のもとでは、県がたとえば、県立で夜間中学をつくった場合には国の負担金がいけないという問題があった。それをみなおして、都道府県が夜間中学をみずからつくる場合に、国が国庫負担金をだすということになったのである。

次に、基本指針「個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験などの実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る」をうけて、中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善につとめることなど学齢経過者（＝16 歳以上）への配慮を明記した。また、学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう教育課程の特例を創設した。

くわえて、「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」を発表し、改訂版、第二次改訂版をつくり、各教育委員会に周知した。各教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催、夜間中学の現状等についての詳細な実態調査を実施、フライヤー「夜間中学を知っていますか？」をウェブサイトに掲載して各教育委員会に積極的な活用を依頼、夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表、夜間中学における日本語指導研修会を東京と大阪ではじめて開催した。

また、2019 年度予算概算要求では、①夜間中学の設置促進、②既設の夜間中学における教育活動の充実、③夜間中学における多様な生徒受け入れ拡大を図るための経費を計上した。さらに、2018 年 11 月夜間中学設置促進・充実協議会を設置した。

上記のような取組がすすめられているが、文科省のいう「都道府県ごとにすくなくとも 1 校の夜間中学を」という目標にはなかなかとどかない。文科省がおこなった「夜間中学等に関する実態調査」（2017 年 7 月 1 日）によると、北海道をはじめ夜間中学の新設の検討や準備をしているのは、都道府県レベルで 47 自治体中 6 自治体、市区町村レベルで 1,741 自治体中 74 自治体しかない。

公立夜間中学の設置がなかなか具体化しない理由として、自治体教育委員会の担当者からは夜間中学を必要とする人数を把握するのがむずかしい点があげられている。国や自治体は、義務教育をうけられなかった学齢経過者のデータをもっていない。2010 年の国勢調査では、「未就学者数」として「在学したことのない者又は小学校を中途退学した者」の人数があげられている（日本人が約 12 万人、外国人が約 8 千人、計 12 万 8 千人）だけで、「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や、「中学校を中退した者の数」はふくまれておらず不明である。これでは、義務教育未修了者は把握できない。関係者からの要望もあり、文科省は総務省に 2020 年の国勢調査で義務教育未修了者の数がだせるよう調査項目の変更を要請した。2017 年度より調査項目の試験調査がはじまり、小学校・中学校の卒業生数がかかる形に変更された調査票が使用された。

また、夜間中学を必要とする人は、義務教育未修了者だけではない。文科省は、中学校の卒業証書をもらった者であっても、不登校等や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により「実質的に」義務教育を十分にうけられなかった者で、夜間中学でまなびなおしを希望する者（＝入学希望既卒者）の入学を積極的にみとめることがのぞましいという方針（「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（2015年7月30日文科省通知））をうちだしている。2017年9月現在、公立の夜間中学でまなんでいる既卒者は87名で、増加傾向にある。なお、文科省は2016年9月14日に、学齢期の不登校の生徒に対して、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、夜間中学でのうけいれなどを例にあげ、様々な関係機関等を活用することを通知しているが、自治体では、入学条件を学齢経過者としているので、学齢期の入学者はいない。「夜間中学等に関する実態調査」（2017年7月1日）によると、不登校となっている学齢生徒をうけいれる方向で検討・調整中であるのが、公立の夜間中学が設置されている25市区中1市区のみ、今後、ニーズを把握しつつ、検討を開始する予定であるのが、4市区となっている。現在、全夜中研でも、どのようにしたら学齢生徒をうけいれられるかを課題として、研究をすすめようとしている。

そして、日本国籍を有しない者で義務教育未修了者、または母国で義務教育を修了しているけれどもその母国での義務教育期間が9年に満たない場合も入学をみとめなければならない。

自治体の中には、「ニーズなし」「夜間中学設置要望なし」の回答が多数ある。しかし、上記のように、夜間中学を必要とする者は、義務教育未修了者、入学希望既卒者、日本国籍を有しない者等であり、現在の日本の状況をかながみれば、「ニーズなし」「夜間中学設置要望なし」の回答をそのままうけとることはできない。この回答は「夜間中学」の認知度がひくく、夜間中学の存在が夜間中学の入学を希望する当事者や市民にしられていないことがおおきな要因となっている。ニーズ調査では、きめこまやかなニーズのほりおこしと同時に夜間中学の存在をしらせることをしなければならない。

また、文科省がすすめる「夜間中学に係るニーズ調査ガイドライン」では、「夜間中学設置ニーズを、夜間中学の入学を希望する当事者（入学希望者）の数とだけ捉えずに、仮に夜間中学が設置されれば、紹介したい先が想起できる当事者の周辺にいる人の数も対象と考える。」また、「夜間中学設置の意味を理解し、特定の誰かを想定して必要性を感じてくれる人の数も含めて夜間中学が設置されることへの期待を夜間中学設置ニーズと捉える。」と定義している。このことから「具体的なニーズを保有または把握されるのは、当事者のみならず、その家族や友人（支援者）、当事者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者（応援者）などが考えられ、こうした人々に効果的にアンケートすることが重要です。」とのべている。ガイドラインでは、当事者・支援者・応援者をささえるのが理解者であり、理解者とは夜間中学をしっている一般市民であるとしている。ガイドラインによれば、実際に、公立の夜間中学にかよう生徒の86.9%が「誰かにきいて」夜間中学をしったのであり、「自分で何かをみて」しったのは、11.4%である。ニーズのほりおこしには、当事者に口頭で直接「つたえること」が大切である。義務教育未修了者、入学希望既卒者、外国籍の者には、夜間中学でのまなびなおしという道がひらかれていることを、よりおおくの市民が「常識」としてもっていることがのぞまれるとおもわれる。それには、自治体は、まず、一人でもおおくの理解者をふやすことが重要ではなからうか。そのために、まず、自治体と支援者・応援者との連携が必要になってくるとかながえる。自治体は、「義務教育確保法」第15条にある協議会を組織し、知事や市町村長とともに応援者である民間団体を構成員にぜひいれて、丁寧に意見をきくようにしなければならない。

なお、民間レベルでは、義務教育機会確保法成立後、京都府、岡山市、兵庫県、福岡市、甲府市、旭川市、相模原市、町田市、千葉市で、自主夜間中学（夜間中学でのまなびをもとめる人に対してボランティアでおしえる教室）や夜間中学をつくる会が設立され、夜間中学設置の運動がくりひろげられている（全夜中研事務局 2018.09.05）。

さて、夜間中学の新設の検討や準備をしている自治体の中で、2019年4月に開校することを表明したのが、千葉県松戸市と埼玉県川口市の2自治体である。まず、千葉県松戸市教育委員会が表明（2017年2月22日）、つづいて、埼玉県川口市の奥ノ木信夫市長が表明した（2017年3月8日）。この2自治体の公立夜間中学開校にあたっては、いくつかの共通点がある。第一に双方とも市民によって、夜間中学をつくるための会が結成されていることである。千葉県松戸市では、「松戸市に夜間中学をつくる市民の会」が、また、埼玉県川口市では「埼玉に夜間中学を作る会」が市民の手で設立され、一般市民への広報活動や行政へのねばりづよいはたらきかけをおこなってきた。第二に双方の団体とも自主夜間中学を運営しており、学習支援をおこなってきている。この場で、当事者から直接のニーズを肌で感じることができる。第三にこれら開設運動と学習支援は、全夜中研とも連携しながら、双方とも30年以上もの間ながきにわたって、つづけられてきた。それがやっと結実したのである。

3. 日本語教育のために

現在、公立の夜間中学にまなぶ生徒の属性をみると、日本国籍を有しない者が全体の約8割をしめている。「夜間中学等に関する実態調査」（2017年7月1日）によれば、その内、33.3%の生徒が、夜間中学入学理由として、「日本語を話せるようになるため」と回答しており、一番おおい。二番目におおいののが、「中学校教育を修了しておきたいため（23.3%）」である。以下、「高等学校に入学するため（18.1%）」、「中学校の学力を身に付けたいため（13.3%）」、「読み書きができるようになるため（10.5%）」、「職業資格を取得するため（1.4%）」、「日本文化を理解したいため（0.1%未満）」となっている。いずれにせよ、日本語力を身につけることをしなければならない。なお、日本国籍の者のうち、3%の者も「日本語が話せるようになるため」と回答している。

外国語としての日本語教育が必要になってくる。どのような日本語教育が必要なのであろうか。

これまでも、夜間中学で日本語教育はおこなわれてきた。1965年日韓条約が締結され、韓国からのひきあげ者が日本語をまなぶ場として、夜間中学が活用された。1972年日中国交正常化後、中国から多数のひきあげ者、1975年ベトナム戦争終結後はインドシナ難民が来日し、夜間中学に入学してきた。1970年代以降、在日韓国・朝鮮人がおおく入学するようになった。2000年前後から、新渡日の外国人、結婚のため来日した女性やそのつれ子、労働のため来日した人の家族がふえた。最近ネパール出身の生徒が増加しており、東京都の夜間中学では、ネパールの生徒数が中国の生徒数をうわまわっている。

参考資料1：東京都夜間学級における日本語指導を必要とする生徒の状況

－東京都夜間中学校生徒実態調査より－

調査年度	在籍総数	新渡日	在日韓国朝鮮	ひきあげ者	その他
1996	475	85	36	194	160
2006	457	217	4	144	92
2016	473	377	4	24	68

ひきあげ者は漢字圏出身である、難民は難民センターで初期教育をうけている、在日・韓国朝鮮人は日本語をはなすことはでき、日本語のよみ・かきを中心にまなぶ、日本人の配偶者は家庭内・地域で日本語にふれる機会があるというような背景がある。しかし、近年生徒の多数をしめる新渡日の外国人のおおくは非漢字圏出身であり、家庭内で日本語にふれる機会もない。したがって、これまで夜間中学が蓄積してきた日本語教育のノウハウだけでは通用しない。また、生徒がもっている学習スタイルも夜間中学の教師がもっている常識とはことなっていることを自覚しなければならないであろう。

夜間中学は学校として各教科等の指導をおこなうものであり、日本語教育は教科指導につながる予備教育であって、語学学校のように、日本語の習得を最終目的としているわけではない。文科省は「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第2次改訂版)」の中で、「生徒の状況に応じて重点的に日本語指導を行う期間を設けるなど必要な日本語指導は行いつつも、例えば専ら日本語の習得を目的としている語学学校等のように捉えて利用するなど、夜間中学の目的と合致しないことにならないよう、必要に応じてその旨を丁寧に説明することが必要です。」としている。説明することも重要だが、教師が授業の中で、生徒に理解させるように、日本語の授業を工夫していくことが必要ではなかろうか。

現在、東京にある8校の夜間中学のうち5校に日本語学級が設置されており、日本語教育の必要な生徒に対して、入門期には週11～15コマ程度(全授業時間の半分以上)をつかって日本語の教育をおこなっている。その他日本語学級が設置されていないところでは、教員をやりくりして、ある程度まとまった時間日本語の授業をおこなったり、補習をおこなったりしている。これは英語をつかっていない日本の学校の40人学級で、週4コマ程度英語をまなんでいる昼間の中学生の環境とくらべて、日本で生活しながら10人以下の学級でまとまった時間日本語をまなぶ夜間中学の環境は、めぐまれているといえる。このめぐまれた学習環境を、おしえる側の体勢のせいで、活用しきれていないのは残念なことである。

現状をすこしでもよくするために、日本語指導に関しては、日本語教育の訓練を受けた者がその任にあたるのがのぞましいが、現状では、そうっていない。外国語としての日本語教育の十分な能力と経験をもつ教師を各学校に1名ずつ配置して、その教員を中心にOJT方式で日本語教育体勢を強化していくことが現実的である。公立中学校の教員でかつ日本語教育の十分な経験をもつ者はおおくはないが、全国の夜間中学の数は2019年度開校の2校をふくめても33校で、今後急速に増加するとしても100校以下である。文部科学省初等中等教育局国際教育課の外国教育施設日本語指導教員派遣事業の経験者や青年海外協力隊の日本語教育経験者を活用すれば、各校に1名ずつ適任者を配置することは可能であるとおもわれる。

日本語教育担当教師は、教師間で連絡を密にとりあって、授業進度、教材教具等を共有し、効率的に生徒がまなべるようにし、はやく教科教育につなげることが重要である。また、日本語以外の教科担当教員の協力が必須であり、管理職の配慮ももとめられるのはいうまでもない。

4. 義務教育を十分にうけていない人々に対する教育保障を前進させるために

全夜中研では、議連との研修交流会において、義務教育相当教育を十分にうけていない人々に対する保障の課題について、とりまとめをおこない、議連に要望書を提出した(2018年7月27日)。これに基づいて、夜間中学にもとめられるニーズにこたえるため、どうしたらよいか、考察していく。

4. 1 2019年におこなわれる義務教育機会確保法のみなおしについて

① 第一に、義務教育機会確保法の第 15 条、協議会に関する規定を「組織することができる」から「組織するよう努める」に改めてください。

これは、義務教育未修了者のまなぶ場を保障する「協議会」の設置がすすんでいないことを指摘しており、国、自治体、市民団体が連携していかなければ、夜間中学の設置をふくむ就学機会の提供その他の必要な措置を講ずるにあたって支障をきたすおそれがあるものとかんがえられる。

② 自治体の違いから、近辺に夜間中学があっても通えない状況が頻発している。そのため、義務教育機会確保法の第 6 条に「当該地方自治体以外の住民をも対象とする広域対応の実現に取り組む。」という規定を置いてください。

参考資料 2：学齢超過者の入学要件 在住・在勤に関して(夜間中学等に関する実態調査)

入学要件	夜間中学を設置している自治体
A. 在住・在勤の場所をとわない	1 (4.0%)
B. 設置されている都道府県内在住者、または在勤者のみ	6 (24.0%)
C. 設置されている都道府県内在住者のみ	10 (40.0%)
D. 設置市町村内在住者、または在勤者のみ	4 (16.0%)
E. 設置市町村内在住者のみ	4 (16.0%)

なお、2019 年度から神戸市では、夜間中学の入学要件を、神戸市在住から神戸市在勤にもひろげること、いずれは県内全域からのうけいれも検討するとの発表があった。つまり、1 自治体が E から D に、将来は B に移行するわけである。また、2019 年度開校される川口市と松戸市では、C となっている（松戸市は、市外在住者は在住の市町村教育委員会の副申が必要である）。

③ 義務教育機会確保法の第 14 条に「就学希望者の個別の実情に対応して義務教育相当教育の実質が保障されるように配慮するものとする。」という規定を置いてください。また、在学年限についても柔軟に設定できるような制度にしてください。

4. 2 既存の夜間中学の充実について

④ 小学校課程・中学校課程・日本語指導等の多様な教育活動がもとめられる夜間中学の実態を考慮し、夜間中学の独自の教員定数を確立するため、公立義務教育諸学校学級編制教職員定数標準法を改正してください。また、当面「日本語加配」や「小学校課程加配」の特別措置を講じてください。

⑤ 学齢超過者に対しても就学援助がおこなわれるよう、法律にその規定を置いてください。

現在、学校によって、就学援助がおこなわれているところと、いないところと、バラバラの対応である。

⑥ 夜間中学等において学校給食法が規定する給食またはそれに準じるものが実施されるよう、制度上の施策を講じてください。

完全給食がおこなわれているのは東京の 8 校と神戸の 2 校、補食給食がおこなわれているのは 8 校である。

⑦ かつて就学の機会を得られなかった障がい者や高齢者に配慮した通学介助や学校のバリアフリー化を一日も早く実現してください。

上記のことは、夜間中学をあらたに設置する場合にもいえることで、周辺地域をふくむ広域からの入学を許可、生徒一人ひとり個別の実情に対応、日本語教育の充実、就学援助の実施、完全給食の実施、養護教員の配置、建物のバリアフリー化がなされていることが重要である。これらはスタンダードとして、夜間中学設置に際して、自治体は予算を工夫し、実現にむけて尽力しなければならない。

4. 3 夜間中学のニーズ調査・広報等について

- ⑧ 2020 年の国勢調査において義務教育未修了者数を算出できるよう、調査票の教育欄における「小学」と「中学」を分離して記載できるようにしてください。
- ⑨ 義務教育未修了者は「学び直し」ができることが市民の常識になるように、ひろく市民・国民に浸透するよう、広報を抜本的に強化してください。

4. 4 自主夜間中学等学習支援ボランティア団体に対する支援

- ⑩ 自主夜間中学の学習支援ボランティア活動に対し、「施設の無料提供」や「ボランティアおよび学習者募集への協力」などの施策を積極的に行ってください。

仮に、公立の夜間中学が設置されたとしても、自主夜間中学の使命がそこでおわるものではない。たとえば、公立の夜間中学に毎日かよふことができないため、週 1～2 回開催されている自主夜間中学にかよいたい、クラス活動ではなく、ボランティアと一対一でおそわることができる自主夜間中学にかよいたいと、生徒がみずからの意思で自分にあつた「場」を選択できることが重要である。そのため、公立の夜間中学と自主夜間中学が併存することがのぞまれる。双方が連携しあつて、「まなび」をすすめていかなければならない。

5. おわりに

夜間中学にかぎらず、あたらしい施策を実施するときには、中央省庁と地方の行政と市民と 3 者の間で様々な摩擦がある。たとえば、中央省庁がりっぱな理念をいうけれども、現場（市民：生徒、支援者、応援者、自治体・教委）ではそんなきれいごとをいってられないという中央対現場の摩擦、それから、市民はいろいろな要求をするけれども行政当局（中央省庁、自治体・教委）としては予算の制約もあつて、ききられないという行政当局対市民の摩擦である。ところが、夜間中学の新設に関しては、理念を主張する文科省と現場の市民が夜間中学の新設を推進し、自治体の行政当局や教育委員会が夜間中学の新設に消極的であるという従来なかつた対立の構図になっている。推進派の市民としては、文科省と連帯して、自治体・教育委員会にねばりづよくはたらきかけていかなければならないといえる。

参考文献

- 官報（号外第 276 号）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
- 工藤慶一（2018）「教育機会確保法の成立と私たち」『基礎教育保障学研究』第 2 号 pp. 3-9
- 埼玉に夜間中学を作る会・川口自主夜間中学三十周年誌刊行委員会 編（2016）『月明かりの学舎から』東京シュレー出版
- 埼玉に夜間中学を作る会・川口自主夜間中学 編（2018）『夜間中学と日本の教育の未来』

東京シュレー出版

庄司匠（2018）「義務教育機会確保法成立前後の東京と神奈川における夜間中学運動」『基礎教育保障学研究』第2号 pp.17-23

須田登美雄（2018）「全国夜間中学校研究会「義務教育機会確保法」成立に向けた諸活動について」『基礎教育保障学研究』第2号 pp.24-29

全国夜間中学校研究会事務局（2018.07.27）「7.27 全国に夜間中学の開設を！研修交流会」

全国夜間中学校研究会事務局（2018.09.05）「2018.7.27（金）研修交流会 記録誌」

第3期「教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）

第63回全国夜間中学校研究大会事務局（2017）『2017年度 第63回全国夜間中学校研究大会 大会資料集』

第63回全国夜間中学校研究大会事務局（2017）『2017年度 第63回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』

第64回全国夜間中学校研究大会事務局（2018）『2018年度 第64回全国夜間中学校研究大会 大会資料集』

土屋千尋（2018）「夜間中学と義務教育機会確保法」『日本語教育連絡会議（2017）論文集』Vol.30 pp.87-97

野川義秋（2018）「夜間中学の灯が荒川を越えて！-法制化と埼玉の夜間中学運動-」『基礎教育保障学研究』第2号 pp.10-16

文部科学省（2017.03.31）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

文部科学省（2017.07.01）「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」

文部科学省（2018.03.29）「平成29年度「中学校夜間学級の設置促進等推進事業（委託研究Ⅲ）」
～夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン～」

文部科学省（2018.07）「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）」

文部科学省 初等中等教育局（2018.07.27）「夜間中学の設置・充実に向けた取組について」

文部科学省 初等中等教育局（2018.11.29）「義務教育確保法施行後の夜間中学に関する主な取組」

文部科学省（2021.4.1より実施）「新中学校学習指導要領」

文部科学省通知（2015.07.30）「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」

文部科学省通知（2016.06.17）「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて」

文部科学省通知（2016.09.14）「不登校児童生徒への支援の在り方について」

文部科学省通知（2017.03.31）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」

文部科学省通知（2018.4.1から2021.3.31）「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導について」

夜間中学校と教育を語る会（2018）『夜間中学の基本事項Q&A～義務教育機会確保法と文部科学省の方針を踏まえて～改訂3版』

山本悦子（2016）『夜間中学へようこそ』岩崎書店